

狭山市柏原・広瀬小学校区民間学童保育室設置・運営事業者
公募型プロポーザル実施要領

狭山市では、保護者の就労等により常時家庭が留守等になっている児童の健全な育成を図るため、児童福祉法第21条の10の規定に基づき、学童保育室を設置しております。

しかしながら、就業率の向上等による学童保育室のニーズの増加で、利用者数は年々増加傾向にあり、待機児童が発生している学区も出ている状況です。

そこで、今般の公募型プロポーザルにより、待機児童が発生している小学校区においてその解消を図るため、児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を民設民営で設置・運営する事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

1 事業者が行う業務

- (1) 狭山市立学童保育室条例（昭和47年条例第58号、以下「条例」という。）第3条に規定する保育業務に関すること
- (2) 条例第4条に規定する放課後児童支援員等の配置に関すること
- (3) 狭山市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の別紙に規定する事業に関すること
- (4) その他、狭山市柏原・広瀬小学校区民間学童保育室設置・運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

2 施設要件

(1) 定員

40名以上（50名を超える場合は、支援の単位を2以上に分割すること。）

(2) 所在地

狭山市立柏原小学校または狭山市立広瀬小学校の狭山市立小・中学校通学区域に関する規則（昭和58年6月4日規則第2号）別表第1に定める通学区域であること。

＊ 狭山市立柏原小学校区の学童保育室の待機児童数に鑑みれば、同小学校の通学区域に設置されることが望ましいが、同小学校区に整備可能な物件がない場合に限り、狭山市立広瀬小学校の通学区域に整備することができる。

(3) 児童の受け入れ

主に、狭山市立柏原小学校及び狭山市立広瀬小学校の児童の受け入れが可能であること。

(4) 規模

専用区画（遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（事務スペース、厨房、物入れ、トイレ等を除く）をいう。）の面積が66平方メートル（児童1人当たり1.65平方メートルに40名を乗じたもの）以上確保されていること。

(5) 開設時期

令和8年4月1日

(6) 主要設備

玄関、保育室、事務スペース、厨房、洗面所、物入れ、トイレ等

3 運営に係る経費

(1) 補助金

要綱及び取り扱い基準に基づき交付します。

飲食物及び職員用駐車場の賃借料は、補助対象外経費となります。(保護者の送迎用の駐車場の賃借料は補助対象経費となります。)

なお、取り扱い基準に基づく交付は、待機児童が発生している場合等において、国や県の要綱で定める補助基準額を超えて市が独自に上乗せを行っている補助であり、将来的に利用者数の減少等により待機児童が解消された場合、取り扱い基準に基づく上乗せ補助は実施しない場合があります。

(2) 保育料

保育料の徴収は事業者が行い、事業者の収入とします。

保育料の額は、公立学童保育室と同等(月額10,000円、おやつ代別)の水準としてください。

(3) おやつ代

事業者はおやつ代(実費相当額とする。)について、保育料と別に徴収し、事業者の収入とします。

4 資格要件

- (1) 安全円滑に事業を運営できる法人その他団体とします。
- (2) 法人その他団体又はその代表者が次の事項に該当する場合、応募することはできません。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第2項の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11号の規定により指定の取消しを受けたことがある者
 - エ 応募する法人（市長、副市長及び教育委員会教育長にあつては、施行令第122条に規定する法人を除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人又は団体の役員若しくはこれに準ずべき者が、本市の市長、副市長、教育委員会教育長及び市議会の議員並びにこれらの者の親族（配偶者及び2親等内の血族に限る。）である者
 - オ 国税及び地方税を滞納している者（法人その他団体の代表者を除く。）
 - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者若しくは暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある者
 - キ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされた者
 - ク 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされた者
- (3) 法人の役員（無限責任社員、取締役、執行役、監査役、これらに準ずべき者を含む。）が、(2)のア、またはカに該当しないものであること。

5 選考スケジュール

実施時期	主な予定
令和7年10月10日(金)正午	質問の受付期限(電子申請)
令和7年10月17日(金)	質問に対する回答(市公式ホームページ)
令和7年11月17日(月)から 11月28日(金)まで	参加表明書等提出書類の受付期間(窓口)
令和7年12月12日(金)	参加表明の辞退期限(窓口)
令和7年12月19日(金)	第1次審査の結果(第2次審査の予告)通知
令和8年 1月 6日(火)から 9日(金)まで	第2次審査の実施
令和8年 1月下旬	第2次審査の結果通知

※ 日程については、市の都合により変更する場合があります。

※ 提出された書類の内容について、追加資料の提出やヒアリング等を行う場合があります。

6 質問書の受付

実施要領等の内容に関して質問がある場合は、スマートフォンを用いて右図に示す二次元コードを読み取るか、パソコン等を用いて次のURLを入力し、質問受付フォームに必要事項を入力の上、令和7年10月10日(金)正午までに電子申請してください。なお、電話での質問、または締め切りを過ぎての質問はお受けできません。質問に対する回答は、原則として、令和7年10月17日(金)までに狭山市公式ホームページに掲載します。



質問受付フォーム

質問受付フォームURL <https://logoform.jp/form/6LWm/1190898>

7 参加表明書等提出書類の提出及び受付

事業者の応募をする法人その他団体は、参加表明書等提出書類を次のとおり指定された場所へ直接持参してください。

(1) 受付期間

令和7年11月17日(月)から11月28日(金)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(2) 受付時間

午前9時から午後4時(11月28日(金)は正午)まで

(3) 受付場所

狭山市こども支援部青少年課(市役所本庁舎低層棟1階12番窓口)

8 提出書類

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 事業計画書（様式2。30ページ以内で作成すること。）
- (3) 収支予算書（様式3）
- (4) 総括表（様式4、様式4-2、様式4-3、様式4-4）
- (5) 放課後子ども環境整備事業 実施計画内訳書（様式5）
- (6) 類似事業実績概要書（様式6）
- (7) 確約書、役員名簿（様式7、様式7-2、様式7-3、様式7-4）
- (8) 施設案内図（任意様式。施設の所在地と近隣の状況が分かる地図等）
- (9) 施設平面図（任意様式）

次の事項が分かるもの

- ア 施設の構造、建築年月日
 - イ 延べ床面積
 - ウ 各部屋の用途・床面積
- (10) 法人等の概要が分かる書類（任意様式）
- ア 設立趣旨
 - イ 沿革（時系列で記載し、主な内容について具体的に記載したもの。）
 - ウ 事業概要（事業の内容や実績などが分かるもの。）
 - エ 組織・運営
 - ・組織図、本社・支社・支店の業務執行体制等が分かるもの及び就業規則又はこれに類するもの
 - ・経営の理念や方針、経営の効率化や透明性の確保に向けての取組み、組織の管理やチェック体制などが分かるもの
 - オ 代表者の履歴
- (11) 法人等の定款、寄付行為、規約その他これらに類するもの（任意様式）
- (12) 法人の登記簿謄本（任意団体は除く。提出前3カ月以内に発行されたもの。）
- (13) 法人等の決算関係書類（任意様式。前年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、資産目録等又はこれらに類するもの。）
- (14) 法人等の現年度の事業計画書、収支予算書又はこれらに類するもの（任意様式）
- (15) 参加表明書を提出する日の属する年度の直近2年分の納税証明書（原本）
- ア 法人税、消費税及び地方消費税（「その3」または「その3の3」）
 - イ 都道府県民税、市町村民税等の納税を証する書面

※注 1 上記の様式は、狭山市の公式ホームページからダウンロードし取得できます。

※注 2 応募関係書類の作成と提出にあたっては、次の点に留意してください。

ア 提出書類は、フラットファイル(例：A4タテ・厚とじ用)で綴じ、書類名が記載されたインデックスシール等を貼付してください。

イ 応募関係書類の作成に要する費用は応募者の負担となります。

ウ 提出書類について、提出期限後における差し替え及び再提出は認めません。

エ 応募者が提出書類に故意に虚偽の記載をした場合は、応募を無効にすることがあります。

オ 提出書類は返却しません。なお、応募関係書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、市は、事業者選定の説明等のため、必要な場合には応募関係書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

また、応募関係書類については、狭山市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、応募者の許可を得て開示できるものとします。

カ 事業計画書(様式2)については、30ページ以内で作成してください。フォントやサイズを変更しても差し支えありません。

キ その他、市が追加で書類作成・提出を求める場合があります。

9 提出部数

(1) 書類

正本1部、副本1部

(2) データ

8(1)から(7)までのデータは、Word形式で保存の上、スマートフォンを用いて右図に示す二次元コードを読み取るか、パソコン等を用いて次のURLを入力し、参加表明書等データ提出フォームに必要事項を入力の上、令和7年11月28日(金)正午までに電子申請してください。(1つのファイルの容量上限は10MB、1回の回答全体の添付ファイルの容量上限は約100MBです。)

参加表明書等データ提出フォームURL <https://logoform.jp/form/6LWm/1190942>



参加表明書等データ
提出フォーム

1 0 辞退の届け出

参加表明書等を市に提出後、当該事業者の応募を辞退する場合は、スマートフォンを用いて右図に示す二次元コードを読み取るか、パソコン等を用いて次のURLを入力し、参加辞退フォームに必要事項を入力の上、令和7年12月12日（金）正午までに電子申請してください。



参加辞退フォーム

参加辞退フォームURL <https://logoform.jp/form/6LWm/1190966>

1 1 選考方法

- (1) 候補者の選定にあたっては、所管課による書類審査（第1次審査）及び狭山市民間学童保育室設置・運営事業者プロポーザル審査委員会における事業提案に係るプレゼンテーション・ヒアリングによる審査（第2次審査）の2段階審査で行います。

なお、4者以上の応募があった場合は、第1次審査にて上位3者を選出し、当該3者に対し、第2次審査を実施するものとします。

- (2) 審査は、評定表（様式8）の各項目の採点により行います。なお、評価に係る項目について、提案及び必要書類の提出がない場合は、当該項目については最小点（0点）とします。
- (3) 第1次審査の結果通知は、令和7年12月19日（金）までに書面にて通知します。第2次審査におけるプレゼンテーションの実施方法等の詳細は、第1次審査の結果と併せて、対象となる事業者にのみ通知します。
- (4) 第2次審査は、プレゼンテーション等の内容を採点します。プレゼンテーション実施の概要（予定）は次のとおりです。

ア 日時

令和8年1月6日（火）から1月9日（金）までのうち、市が指定する日時（約1時間程度）

イ 場所

市が指定する場所

ウ 説明時間

約1時間（準備10分、説明20分、質疑応答等30分）

- ・市が指定した期限までに提出されたスライドデータの投影、当日提出を受けた資料の配布は可能です。

エ 留意事項

上記日時は、市の都合により、変更する場合があります。

1 2 選考結果の通知

候補者の選定結果は、第 2 次審査対象となった全ての事業者に令和 8 年 1 月下旬に文書で通知します。

候補者選定後は、要綱に基づき補助金の交付申請を行っていただきます。交付申請から補助金の交付まで、1 か月程度要する見込みです。

1 3 その他

令和 8 年度狭山市一般会計予算において、本件関連予算が議決されなかった場合は、本件手続きについて停止等を行うことがあります。

業務の実施にあたっては、この実施要領に定めることのほか、業務仕様書等に定めるとおりとします。

1 4 問い合わせ先

狭山市こども支援部青少年課

電話 04-2941-4316（直通）

メールアドレス seishonen@city.sayama.saitama.jp